

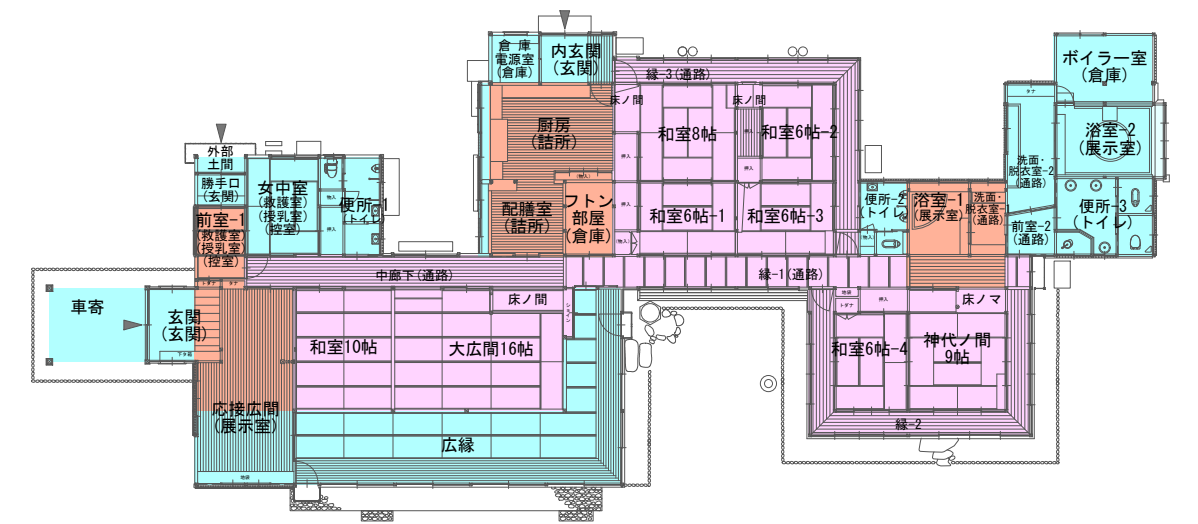
保護の設定方針

今後、保護の方針(部分・部位)を具体的に設定していくため、『明治記念大隈邸園邸宅保存活用計画(案)中間とりまとめ(令和2年4月)』、『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』を基に、旧大隈重信別邸・旧古河別邸の保護設定方針を以下のように設定する。

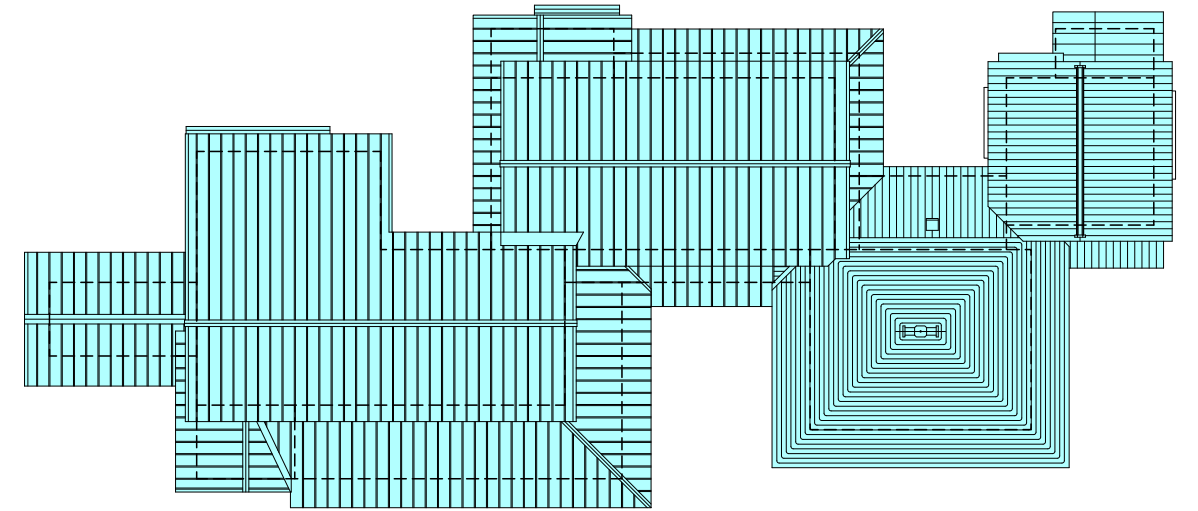
【黒字：中間とりまとめ時の標準の考え方、赤字：基本設計の保護の設定方針】

部分	保存部分 文化財の価値を特に有する部分	保全部分 文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要とされる部分	その他部分 文化財としての価値が低い、又は失われている部分
部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初主要構造材や造作、仕上類が概ね残る範囲(大広間、北座敷)</li> <li>改築されている範囲(時期不明)だが、当初の姿を踏襲している、或いは部材を再使用していると推定される範囲(神代の間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初主要構造材は残るが造作や仕上は残らない範囲(床下や小屋裏に当初痕跡が確認される)</li> <li>現段階では時期不明だが、中古材等古い材料が使用されている範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古河電工時代の後補増築範囲(主要構造材及び造作類全て後補材)</li> </ul>
〈基準1〉 材料自体を保存していくも部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な材料又は仕様である部位</li> <li>主な構造に係る部位</li> </ul> <p>⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)、板材や内法材等造作材、建具など当初或いは比較的古いと推定される材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な材料又は仕様である部位</li> <li>主な構造に係る部位</li> </ul> <p>⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)など当初或いは比較的古いと推定される材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な材料又は仕様である部位</li> <li>主な構造に係る部位</li> </ul> <p>⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)など後補材を設定予定</p>
〈基準2〉 材料の形状・材質・仕上げ色彩の保存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位</li> </ul> <p>⇒畳、漆喰壁等左官壁、障子紙、雨戸、戸袋等、外部造作など当初材或いは当初仕様が踏襲された材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位</li> </ul> <p>⇒畳、漆喰壁等左官壁、塗装など当初、或いは当初仕様が踏襲された材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位</li> </ul> <p>⇒現段階では該当なしの予定</p>
〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒外部手摺造作、改造された床の間等造作材、昭和期の照明など、文化財の雰囲気や意匠を考慮して整備された後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存部分との調和を目指し面的に広がる部位</li> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒当初柱の当板、後補造作類、モルタル壁、照明など、文化財の雰囲気や意匠を考慮して整備された後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存部分との調和を目指し面的に広がる部位</li> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒内外造作材、左官壁等仕上材、石製浴槽、金属葺屋根、瓦葺屋根など意匠配慮されている後補材を設定予定</p>
〈基準4〉 意匠上の配慮を必要とする部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒設備、家具など活用のために常設する後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存部分と視覚的に一体の部位</li> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒設備、家具など、公開範囲にて活用のために常設する後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存部分と視覚的に一体の部位</li> <li>活用又は補強のため、特に変更が必要な部位</li> </ul> <p>⇒設備、家具など、公開範囲にて活用のために常設する後補材を設定予定</p>
〈基準5〉 管理者の自由裁量にゆだねられる部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の自由裁量にゆだねられる部位</li> </ul> <p>⇒現段階では該当なしの予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の自由裁量にゆだねられる部位</li> </ul> <p>⇒設備、家具など、非公開範囲にて活用のために常設する後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の自由裁量にゆだねられる部位</li> </ul> <p>⇒設備、家具など、非公開範囲にて活用のために常設する後補材を設定予定</p>

- 保存範囲
- 保全範囲
- その他範囲



部分設定方針(平面図)



部分設定方針(屋根伏図)

※耐震補強やその他法対応措置にて、改変、付加する意匠、形状は、基準4として設定予定。